

雇用継続給付関係手続一覧表

※ 支給要件等につきましては別途パンフレットをご確認ください

高知公共職業安定所 適用課

TEL878-5330 FAX878-5340

<高年齢雇用継続給付>

	提出期限等	確認書類等
60歳到達時等 賃金証明書	被保険者が支給を受けようとする最初の支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿（60歳等到達時前原則2年間） ・賃金台帳（同上） ・診断書や証明書（1ヶ月以上欠勤のある場合）
高年齢雇用継続給付 受給資格確認票	<p>●なお、相当期間遡って、あるいは退職後の支給申請の希望が考えられますので、いままでどおり60歳到達時又は退職時での提出にご協力をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の運転免許証、住民票、国民健康保険証、年金を受給している場合は年金証書等の年齢(生年月日)を確認できる書類(写)
高年齢雇用継続給付 支給申請書	<p>各事業所ごとに指定(奇数月、偶数月)される申請月(原則2ヶ月に1回、2ヶ月分を申請することとなります)</p> <p>★当該被保険者の最初の申請においては、最初の支給月から4ヶ月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿（支給対象期間内にある賃金支払日のもの） ・賃金台帳（上記賃金支払日に係るもの） ・賃金規定、雇用契約書の提示をお願いすることがあります

<育児休業給付>

	提出期限等	確認書類等
休業開始時 賃金月額証明書	育児休業開始日(産後休業終了日の翌日)の翌日から起算して10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿（育児休業開始前2年分） ・賃金台帳（同上） ・診断書や証明書（1ヶ月以上欠勤のある場合等）
育児休業給付 受給資格確認票	★ただし、事業主が支給申請を代わって行う場合は、初回の支給申請書の提出期限日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・当該被保険者の母子手帳等その出産・育児の事実を確認できる書類（写）
育児休業給付金 支給申請書	支給対象期間の初日から4ヶ月を経過する日の属する月の月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿（支給対象期間分） ・賃金台帳（支給対象期間内にある賃金支払日のもの） ・賃金規定、雇用契約書の提示をお願いすることがあります
育児休業基本給付金 支給対象期間延長	延長に係る最初の支給単位期間の申請期限まで *別途ご案内しますので窓口までお申し出ください	<ul style="list-style-type: none"> ・延長事由に係る証明 延長事由により別途ご案内をいたしますので窓口までお申し出ください
*平成22年3月31日までに育児休業を開始された方		
育児休業者 職場復帰給付金 支給申請書	育児休業の終了後6ヶ月を経過した日の翌日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿（育児休業終了後の6ヶ月分）

*（平成22年4月1日施行）「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」を統合し、「育児休業給付金」として、全額育児休業中に支給されることとなりました。（対象は平成22年4月1日以降育児休業を開始された方です。）

<介護休業給付>

	提出期限等	確認書類等
休業開始時 賃金月額証明書	介護休業開始日の翌日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿（介護休業開始前2年分） ・賃金台帳（同上） ・診断書や証明書（1ヶ月以上欠勤のある場合）
介護休業給付金 支給申請書	<p>介護休業終了日の翌日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで</p> <p>★ただし休業期間が3ヶ月以上にわたるときは、休業開始日から3ヶ月経過した日の翌日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業申出書 ・介護対象家族の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類（住民票記載事項証明書等） ・出勤簿（支給対象期間分） ・賃金台帳（支給対象期間内にある賃金支払日のもの）

★ 場合により確認書類の追加提出をお願いする場合がございますのでその際はご了承願います。